

若桜町監査告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年12月1日

若桜町監査委員 谷口 秀昭

若桜町監査委員 山本 安雄

記

## 財政援助団体等監査報告

### 1 公の施設の指定管理者監査（担当課:にぎわい創出課）

#### (1) 実施年月日等

日 時 11月25日(木) 午前9時20分から午前11時50分まで  
場 所 若桜町役場 議員全員協議室

日 時 同日 午後1時30分から午後3時50分まで  
場 所 高原の宿氷太くん 会議室

#### (2) 監査の対象

一般財団法人若桜町観光開発事業団

(公の施設の名称:「若桜町氷ノ山関連施設」「道の駅若桜 桜ん坊」)

#### (3) 監査の範囲

公の施設の管理に係る指定の経緯、契約書及び指定管理料の根拠等、事務の執行及び業務管理運営状況について

#### (4) 監査の着眼点

- ・管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・管理に関する経費の算定、手続等は適正に行われているか。
- ・公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。

- ・業務履行確認は事業報告書により行われているか。
- ・指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。

#### (5) 監査の結果

1 (4) の項目を主な着眼点とし、関係書類等を調査するとともに財政援助に係る事務の執行状況を関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した結果、「若桜町氷ノ山関連施設」「道の駅若桜 桜ん坊」共に概ね適正に執行されているものと認められた。

#### (6) 監査の意見

一般財団法人若桜町観光開発事業団については、氷ノ山高原の宿氷太くんをはじめ各施設の効率的な運営など、若桜町の活性化のため指定管理者としての努力により各種事業の推進に積極的にご尽力いただいている。今後も安全対策の強化を図るとともに、人材育成など適切な運営体制を確保しながら事業内容について創意工夫し、指定管理料及び町補助金などを有効に活用し、事業の推進に努めていただきたい。

また、町においては、公の施設の管理の適正を期するため一般財団法人若桜町観光開発事業団と連携をより密にし、本指定管理料の算定内容が適正か、効果的で効率的に事業が推進されているかなどを常に検証し必要な助言を行うなど、当初の目的を達成するための指導監督を今後も適切に行っていただきたい。